

教育行政の都道府県－市町村関係と学校の経営環境

——県費負担教職員制度の再編と教職員配置の場を中心に——

青山学院大学非常勤 有働 真太郎

1. はじめに

本稿では、地方分権一括法（1999.7.16 法 87）以降、教育行政の都道府県－市町村関係に生じた変化について、学校の経営環境の観点から現状と課題を考察する。

地方分権一括法に至るまでの地方分権推進委員会での当初の議論では、国から都道府県への権限移譲と関与の縮減に重点が置かれ、都道府県－市町村関係の再編という論点は明示的ではなかった⁽¹⁾。だが、「第2次勧告」（1999.7.8）以降、都道府県－市町村関係にも重点が置かれ、「従来は、都道府県が市町村に対して一般的に優越的な地位にあり、市町村の事務に関与したり市町村を指導したりすることが当然であるかのような様相を呈してきた」とし、中央－地方関係とともに、都道府県－市町村関係についても「対等・協力の関係」を求めた。したがって今日まで、「都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県条例による市町村の行政事務に関する必要な規定の設定や、市町村の事務の処理に関する基準や水準の維持等に関する事務が行える」という関係には、総じてネガティブな意味が与えられ、「基礎的自治体」への権限移譲・裁量拡大が主張されている。

教育行政については、地方分権改革の範囲・深度を形づくる主要な場の1つに、第16期中教審答申の「今後の地方教育行政の在り方について」（1998.9.14）に至るまでの議論があったが、そこには「地方教育行政改革・教育委員会改革は、必然的に学校経営改革と結合されるべきものであり、両者を一体としてその在り方が検討されるべき」⁽²⁾という前提が組み込まれていた。すなわち第1に、地方分権推進委員会による教育行政の「一般ルール」化の要求から出発し、教育委員会制度の存続を前提としつつも、国－都道府県－市町村－学校における関与の縮減と権限移譲を図る。教育行政の都道府県－市町村関係については、教育長の任命承認制の廃止－議会同意制への変更（地教行法16条、国－都道府県関係と同様）や、都道府県教委規則による市町村立学校管理規則の準則制定権の削除（地教行法49条削除）は象徴的であった⁽³⁾。そして第2に、そうして生じた「学校の裁量権限の拡大」（人事／予算／教育課程編成）が、校長を中心とした組織・経営の改革と相互に支え合うことで、「学校の自主性・自律性の確立」という改革の成果が担保される。よって教育行政における地方分権改革の成果を問う視点は、教育行政の国－都道府県－市町村－学校関係に生じた変化が、どのような条件下で学校の積極的な組織改革や経営を助長しているか、というものになる。

以下では、第1に、教育行政の都道府県－市町村関係の変容－県費負担教職員制度の再編－は、学校の経営環境の改善とどのように関連しているのかを考察する。教職員人事に関する市町村教委の内申や各校長の意見は、都道府県教委ないし教育事務所との間の調整で取捨選択されているが、

具体的な案件についてそれらが斟酌された程度を外部から推し量ることは実際上困難である。だが、地方分権一括法の施行後に実施された校長の意識調査をみると、裁量拡大の要求が大きいのは、教育課程編成よりも予算と教職員人事である⁽⁴⁾。このうち教職員人事については、教職員の数と質は校内組織編成と直結するものであり、学校の経営環境の決定的要素の1つである。

第2に、「平成の大合併」以降、教育行政の都道府県－市町村関係のあり方がどのように規定されるかを考察する。「平成の大合併」は、国－地方の行財政改革としての地方分権改革の1つの必然であった。県費負担教職員制度の再編においては、教職員配置に係る政令指定都市・中核市への権限移譲が現実味をもって議論されている一方、それ以外の自治体の位置はどのようにあり得るのか。

2. 教育行政の都道府県－市町村関係の環境

(1) 国－都道府県関係における教職員定数の弾力化

これまで教職員配置については、実質的な労働時間の長さや担当授業時数の多さ、そして1人が従事する仕事の種類の多さなど、職務の実態に見合っていないとの指摘がなされている⁽⁵⁾。現在、第7次教職員定数改善計画（2001～2005年度）が実施されているが、周知の通り、改善は加配措置を軸としたものであり、「30人学級」の実現が見送られた。学級編制と教職員定数の「標準」は、それに規定される教育的な成果の定義や評価を別としても、教職員の時間的・精神的余裕と関わり、学校の経営資源の基礎的要素を規定する以上、今後も（常に）取り上げられる論点であろう。

ただし、国－都道府県関係においては、財政負担を前提としながらも、比較的大きな裁量拡大がなされたといえる。義務標準法の一部改正（2001.3.31法22）で、国の「標準」の意味を国庫負担額の算定基礎としてのみ限定し、都道府県が「基準」を設定する際、「標準」に全額負担で定数を継ぎ足せるほか（3条2項）、定数内での短時間勤務職員（地公法28条の5、1項）や非常勤講師の配置（17条1、2項）、いわゆる「定数崩し」が可能になるなど、都道府県の裁量・責任で定数改善を図る方向が定立された。結果的には少人数学級編制が全国に拡大している⁽⁶⁾。

さらに、2004年度から国立学校の法人化にともない、公立学校教職員の給与準拠規定（旧教特法25条の5）が廃止され、「総額裁量制」が施行された。そこでは、従来通り国の「標準」を基礎として国庫負担金を積算－支給するも、「標準」を満たす範囲で給与単価と定数の関係を都道府県が決定することとされた⁽⁷⁾。従来、義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令（旧政令：1953.6.15政106、以下「限度政令」）によって、給与水準が国立学校より低くても実額しか国庫負担されず、また「標準」を越えた部分の定数も国庫負担の対象外であるため、自助努力（教職員の給与水準の抑制）による定数改善で学級規模を縮小しても国庫負担額は増えず、都道府県の負担が増大するという矛盾は解消されることになった。

以上のように、県費負担教職員制度の再編は、国－都道府県関係における教職員定数制度の変化、ひいては義務教育費国庫負担制度の改廃とも関連するものであるが、次第に教育行政の都道府県－市町村関係に整理されてきたといえる⁽⁸⁾。

(2) 教職員配置における協議・合意の場

公立義務教育諸学校の場合、教職員の任命権の所在が給与負担者とされる一方、その身分は学校設置者に属する（地教行法 37 条 1 項・給与負担法 1 条）。前者については、旧教委法下の教職員の給与負担者（都道府県）と任命者（市町村）の不一致による人事の停滞・混乱を解消したものとされる。そして一般的には、都道府県の規模・財政力は、教職員の適正配置のほか、新規採用や研修の実施には有利である。後者については、「設置者管理主義」に立脚し、市町村職員として服務監督を受ける（地教行法 43 条）。これは市町村立学校の教職員の身分を市町村から国や都道府県に移すべきとの主張や、以上のどれでもない「第三公務員論」に対する一定の回答であったが⁽⁹⁾、このことは、市町村教委の意味、教育委員会制度の存続に貢献してきたともいえる。

学級編制と教職員配置に係る都道府県－市町村関係については、市町村が行う学級編制には都道府県による認可が必要であったが（旧義務標準法 5 条）、地方分権一括法によって「都道府県の同意を必要とする事前協議」（現行 5 条）に改められた。理論的には、先に存在する市町村の教職員配置計画が尊重されることになり、学級規模を引き下げるために単独加配を措置した市町村に対して、県が修正を指導するといった事態は解消されることになった⁽¹⁰⁾。

とはいえ、一般的に教職員定数・配置の運用は依然として堅く、県費負担の枠内では、学校から裁量拡大を要求される立場の市町村が有する裁量は小さいといわれる。2001～2002 年実施の調査によれば、管内の教職員配置を一任された市町村は全体の 27.4%にとどまる。また、少人数指導の加配教員の配置についても市町村に主導権はない。これと関わって、市町村の 35.3%が TT、少人数指導、生徒指導（不登校対応など）を目的とし、市町村費負担での教職員を配置している。市町村による自主的・積極的な取り組みではあるが、その反面には県費負担教職員制度における教職員配置の不自由さがある⁽¹¹⁾。

また、教職員配置の内容一誰を何処に配置するかについても、必ずしも校長の意向が反映されているとはいえない。校長の意識においては、市町村教委の内申に添付される意見の内容は、自身の独自の人事計画に基づくものではなく、むしろ都道府県レベルのある種の原則や教員本人の希望に沿ったものである。校長は人事に関する意見がもっと尊重されるべきと考えており、市町村教委への改善要求として現れている⁽¹²⁾。さらに、教員人事がもつばら都道府県教委の意思で行われていると考える校長は半数近くに及んでおり、市町村教委の内申権の効果・存在意義についても評価が分かれているのである⁽¹³⁾。

上記のように、都道府県－市町村関係のねじれが残されたなかで、市町村費負担による教職員採用が拡大してきている。愛知県犬山市は常勤講師などの単独加配により、2004 年度に小中学校の全学年で「30 人学級」を実現した、市町村費負担による教職員任用の特異な事例である。これまでの「犬山市の教育改革」の展開については、犬山市の自助努力のほか、教育学者を含む地域との協働の成立、そして市長と教育長のリーダーシップが注目される。これらに加え、単独加配などに象徴的な市町村レベルへの教職員配置の場のシフトと、それによる個々の学校－教職員のマッチングの

精度を指摘できるだろう。

地方分権一括法による教職員配置に係る事前協議制の以前から、犬山市教委から愛知県教委への内申は、尾張教育事務所と犬山市を含む3市3町による丹波地方教育事務協議会で処理されてきたが、それは県レベルのある種の原則に準拠したものであった⁽¹⁴⁾。従来、事務協議会の会長・事務局長・事務局次長は教育事務所の職員で占められていたが、1998年度から3市3町の2年ごとの持ち回りへと変更されたという⁽¹⁵⁾。このことによって、「『数』から『人』へ」⁽¹⁶⁾の変換プロセスを規定する教職員配置の場は3市3町の関係に委ねられたことになり、各学校－教職員のマッチングの向上について、少なくとも期待と配慮があったと解される。

教職員配置の場が市町村レベルにシフトしていったとき、一般的には、たとえば単独事業で予算－議会の裏付けがあるなど、教育政策－教職員配置計画の根拠を明確にした市町村が有利に事を運べる可能性が高いと考えられる。市町村費負担による教職員採用の容認は文科省の既定路線であったが、構造改革特別区域推進本部が「構造改革推進のためのプログラム」(2002.10.11)で特区での対応を表明したことから、かえって全国共通の制度化が遠のくことが危惧されもした⁽¹⁷⁾。だが2004年4月現在、「市町村費負担教職員任用事業」は18市町村で計画ないし実施され、125名が採用されている⁽¹⁸⁾。そして、中教審の関係部会や構造改革推進本部評価委員会による検討を経て、2006年度から全国化されることとなった(2004年7月25日文科省発表)。この事業についての文科省の調査(2004年6月実施)では、「課題や制度の全国化に向けた懸念」は、総じて「優秀な人材の確保」に向けられている。今後、市(区)町村間の勤務条件の格差や、市区町村－都道府県間の人事交流について、いかなる調整が可能なのか検討課題となろう。これと関わって、杉並区は2007年度から「杉並師範塾(仮称)」の卒業生30名程度を単独採用する構想を発表している⁽¹⁹⁾。また、2004年度から1都2府6県1市で教員の公募制がスタートし、110名が(FA宣言者数178名：小中高の合計)が配置されている。同じ公募制ではあるが、2004年度10月から杉並区では都費負担の教職員に対し、区内の小中学校への公募を行っており、こちらは都教委や都教組からの批判を受けている⁽²⁰⁾。

以上のように、人材確保にこれまで以上のコストを支払い、自治体内に留め置くような施策がとられる背景の1つとして、地域特性にマッチした人材へのニーズや数的改善に加え、とくに大都市部での「教員の大量採用時代」の到来があると思われる。文科省の調査によれば、公立小学校教員の退職者数は、2003年度で5,319名であったが、以降2016年度の16,966名まで増加を続ける。それまでに2003年度の現役教員のうち、約4割が退職している。公立中学校のピークは2019年度の10,185名で、累積退職者の占める割合は同じく約4割である。教職員配置の場が市町村レベルに徐々にシフトするなかで、市町村費負担によるローカルな枠組みの設定が、結果的に選抜度の高い人材の確保につながることも確かであろう⁽²¹⁾。

3. 地方教育行政の環境

(1) 市町村合併の促進

第25次地方制度調査会「市町村の合併に関する答申」（2000.4.24）以降、地方分権化の受け皿として「基礎的自治体」の整備論が主張され、地方分権一括法に市町村の合併の特例に関する法律（1965.3.29法6、以下「市町村合併法」）の改正が含まれることになった。市町村合併法の改正は、基準財政需要額の算定（11条）、合併特例債の発行一元利償還金の地方交付税による補填（11条の2）など、様々な特例措置で自治体を合併へ誘導する。また、2004年3月までの合併自治体については、「市」への昇格要件が人口5万以上から3万以上へと大幅に緩和されていた（2000.12.6法138改正）。明治・昭和以来の小規模市町村の合併に加え、中核市（人口30万名以上）の要件緩和や、特例市（人口20万名以上）の新設など、大規模市への合併の誘導が「平成の大合併」の1つの特徴となっている。

2005年度末の合併特例措置の期限に迫られ、多くの自治体が合併協議に入ったが、実際には合併協議が物別れになるケースが少なくない。また、市町村を合併へと駆り立てる、総務省による財政状況シミュレーションにも疑義が示されるようになってきている⁽²²⁾。市町村合併で3,000余りの市町村数を1,000程度にし、国と地方の財政支出を縮減するという、国の当初の目論みは容易には実現しないと予想される。これについて、いわゆる「西尾私案」は、2005年3月の「現行の合併特例法の失効後は、同法と異なる発想の下に、一定期間さらに強力に合併を推進することとする」とした上で、国や都道府県が一定の人口未達の市町村を解消すべく、財政支援策によらずに合併を推進する方策をとるとしている。一定期間経過後も合併に至らなかった自治体や、合併後も一定の基準未達の自治体には、2つのシナリオを提示している。第1は、a. 窓口サービスなど一部を除き、法令に義務づけのない自治事務を処理させ、残りを都道府県が「垂直補完」する「事務配分特例方式」、b. ほかの「基礎的自治体」に水平的に編入する「内部団体移行方式（包括的移行方式）」のいずれか、あるいは両方によって対応する。上記 a. では、議員を無給とするほか、助役、収入役、教育委員会、農業委員会を置かないことを検討するとしている。第2は、旧市町村による「連合都市」、つまり合併市町村の内部組織として機能する「旧市町村単位の自治組織」である。

このほか、全国市長会の主張では10万人規模の市を「基礎的自治体」の標準としており⁽²³⁾、合併でその規模に到達するまでの経過措置として広域連合の活用に着目している。これに対し、全国町村会では基本的に合併に反対姿勢をとり、「市町村連合」を主張している⁽²⁴⁾。今後における合併の進捗度の如何によらず、存続可能な地方教育行政のエリア設定は焦眉の課題となる。

(2) 「一般行政からの独立」の位置

「…教育行政においても地方分権化が進み、都道府県、市町村という地方公共団体の教育行政機関である教育委員会の役割はおのずと高まることになる」⁽²⁵⁾。だが、小規模自治体や大規模市の一部にとって、教育委員会の設置は行政の効率性の点である種の障害として認識されつつある。

福島県矢祭町議会は、2001年10月に「いかなる市町村とも合併しない」という宣言を採択した

ことで話題になったが、今後も自立を選択する場合、行政職の定数109に対して現員83名のところ、さらに30名を削減しなければならない。教育行政については、教育次長を廃止して教育課を設置している⁽²⁶⁾。長野県栄村では、飯山市ほか2村との合併を協議してきたが、2003年3月の中学生以上の村民に対するアンケートでの反対多数の結果を踏まえ、合併しない場合の「栄村将来像モデル」を作成した⁽²⁷⁾。これによれば、常勤特別職を村長・助役のみにし、助役は収入役を兼掌するほか、村の行政組織を6課1室1局を3課に大幅に縮小する。そして教育行政については、教育長が非常勤化される⁽²⁸⁾。さらにいえば、もはや学校の設置・管理は「自治体」の存立要件ではなくなりつつある⁽²⁹⁾。長野県は「市町村『自律』支援プラン」(2003年9月28日)をまとめ、すでに2003年4月から専門分野に約140人を派遣しているほか、教育・医療などの市町村の事務を県が受託する「特例事務受託制度」を提案している。

先述のように、「平成の大合併」は大規模市の構築と小規模市町村の解消を志向している。前者については、構造改革特区での「市町村負担教職員任用事業」の全国化が認められたほか、学級編制基準や教職員定数の設定や教職員の給与負担・任命について、政令市や中核市などへの権限移譲が求められている⁽³⁰⁾。後者は、全市町村が到達すべき「基礎的自治体」の組織論が、いわゆるフルセット型の「大きな政府」モデルに立脚していることを示している。いいかえると「平成の大合併」がかなりの成功を収めない限り、全ての市(町村)に「大きな政府」としての教育行政を想定し続けるのは現実的ではない。「基礎的自治体」未満の自治体の教育行政については、従来の県費負担教職員制度の蓄積があるだけに、何らかの市町村間の連合が現実的であろう。ただし、市町村合併と同様に、特定領域での事務連合も困難をとまなうため、リスク回避の結果、結局は以前と変わらない都道府県—市町村間の連携強化が主張されるのかもしれない⁽³¹⁾。

また、比較的大規模な市町村でも、「教育行政の一般行政からの独立」に対する疑義が公然と示されるようになってきている。全国市長会政策推進委員会の「地方自治の将来像についての提言」のアンケート調査では、「現行の教育委員会制度を維持する」が34%で、「廃止も含め、何らかの形で教育委員会制度を改めるとする」が61%であった。このうち「教育委員会の設置を選択制にする」が67%に上った⁽³²⁾。認定されなかったものの、志木市は教育委員会の必置規制の撤廃を構造改革特区の第3次提案として申請した。また、すでに八王子市、調布市、高浜市、出雲市などでは、生涯学習部門の事務を市長部局の所管としている。こうした近年の「一般行政からの独立」の不安定さは、市町村レベルでの政策形成が重要性を増し、その予算化でいっそうクリティカルになった首長—議会の関係の反面であり、また地方分権化の1つの成果ともいえるだろう。

4. おわりに

かつて臨教審の「自由化論」に対して旧文部省は、「教育の機会均等」「教育水準の維持」が教育内容の「均質性、同質性」を要請するとし、その事務—権限の必要論を述べていた。同様の論理は、教職員定数・配置にも適用され、都道府県が定めた「基準」に対する市町村の継ぎ足しは、ごく最

近まで修正要求の対象とされていたところである。「しかし、今後このような事態が再び起こるとは想定しがたいし、かりにあったとしてももはや同じ論理で正統化されることはありえないだろう」⁽³³⁾。現在、「学校の自主性・自律性」を支えるような経営環境は、かつて旧文部省が依拠した論理から外れたローカルな枠組みで成り立っている。今後においても、教職員配置を決定する場が都道府県から次第に市町村にシフトしていくなかで、自治体ごとに各学校－教職員のマッチングが図られていくと考えられる。このとき、教職員配置の場が市町村間で競合的であれば、市町村費負担の教職員採用のように、ローカルな枠組みを財政的・政治的に裏打ちできる自治体が有利となり、結果的に「優秀な教員」の確保によっても学校の経営資源を豊かにする可能性が考えられるだろう。

また、いわゆるフルセット行政が困難な市町村については、近い将来、政令指定都市などに教職員の給与負担と任用の権限が移譲されていく場合はいうまでもなく、一定規模以上の「基礎的自治体」とは区別して考えなければならない。ここでの都道府県－市町村関係においては、国・都道府県による支援（負担）と関与を残すのか、広域連合を含め、学校の「設置者管理主義」や「一般行政からの独立」を放棄し、従来の市町村教委とは異なる組織に委ねるのか、あるいは「市町村連合」とするのか、不確定要素が多い⁽³⁴⁾。現時点では、そのような選択が、いかに多面的になされるかどうかが、地方分権改革の1つの成果を規定するといえるかもしれない。

<注>

-
- (1) 西尾勝「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」2002年11月1日。いわゆる「西尾私案」。
 - (2) 堀内孜編著『地方分権と教育委員会制度』ぎょうせい、2000年、27頁。
 - (3) このほか「指導、助言、又は援助」の任意規定化（「行うものとする」→「行うことができる」、地教行法48条）がある。これが「指導」とその効果を抑制する点について、荻原は疑問視する見解を示している。荻原克男「現代日本の教育政策変容－政策内容と政策形式との区別論の視点から－」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』85号、2002年3月、132-133頁。
 - (4) 藤原文雄・植田健男「教育課程と自律的学校経営」（9章）河野和清編著『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版、2004年、169-173頁。
 - (5) 水本徳明「教職員定数の現状と課題－小・中学校の場合」（4章）清原正義編著『少人数学級と教職員定数』アドバンテージサーバー、2002年、67-73頁。
 - (6) 2003年度で30道府県、2004年度で42道府県が実施している。2005年度には石川県と佐賀県で実施が予定されており、未実施は東京都、岐阜県、香川県の3都県のみとなる。
 - (7) もっとも2004年度には、36都道府県が「総額裁量制」を活用しなかった。『朝日新聞』2004年10月15日朝刊。また従来、いわゆる「限度政令」の定員定額制による国庫負担額の上限設定は、給与水準が高い都道府県に適用されていたが、全部改正（2004.4.1政157）で全都道府県が適用対象となった。この上限設定による減額部分については、都道府県の裁量を縮小させている。
 - (8) 本多正人「県費負担教職員制度の見直しをどう進めるか」『教職研修』385号、教育開発研究所、2004年9月、55頁。
 - (9) 木田宏『教育行政法』（新版）良書普及会、1983年、237-239頁。
 - (10) こうした事例について、清原前掲書、19頁を参照。
 - (11) 水本徳明「教職員配置と自律的学校経営」（18章）河野和清編著『地方分権下における自律的学

校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版、2004年、379、381、386頁。

- (12) 元兼正浩・八尾坂修「人事管理と自律的学校経営」(17章)河野和清編著『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版、2004年、367頁。
- (13) 同上、360-362頁。
- (14) 「愛知の教育」における犬山市の位置については、井深雄二「教育自治と市町村教育委員会の可能性—東海地域の取り組みに注目して—」『日本教育行政学会年報・30』教育開発研究所、2004年、192-195頁。
- (15) 犬山市教育委員会編著『犬山発 21世紀日本の教育改革』黎明書房、2003年、143頁。だが実際には、そのための人数を充てる余裕が3市3町にないなどの理由で、上手く機能したとはいえない。
- (16) 大谷奨「学校の自律性と教職員配置の課題」京都教育大学公教育経営研究会編『現代学校研究論集』21巻、2003年、1頁。
- (17) 以上の経緯については、中島哲彦「構造改革特区と地方教育行政—市町村費負担教職員制度に着目して—」『季刊教育法』No.135、エイデル研究所、2002年12月、16-22頁を参照。
- (18) 文部科学省財務課「市町村費負担教職員の任用状況について」『教育委員会月報』659号、2004年8月、28-30頁。
- (19) 杉並区「区長記者会見資料 I 杉並区独自の教員採用と「杉並師範塾」の設立について」2004年10月15日。
- (20) 納富善朗(杉並区教育長)「杉並区立学校ゆびとま情報収集手続き創設に当たって」2004年10月1日。
- (21) 近年、臨時採用が増えてきているが(一盛真「教員就職率は本当にあがっているのか?—増え続ける『臨時的任用』」クレスコ編集委員会・全日本教職員組合編『クレスコ』41号、大月書店、2004年8月)、正規採用の選抜度が維持される点に限っては合理的な選択かもしれない。
- (22) 武田公子「合併と自治体財政」(4章)岡田和弘・京都自治体問題研究所編『市町村合併の幻想』自治体研究社、2003年。
- (23) 全国市長会政策推進委員会「地方自治の将来像についての提言」2003年4月15日、4頁。
- (24) 全国町村会「町村からの提言～市町村合併と分権改革・三位一体改革について～」2003年5月、5頁。
- (25) 加治佐哲也「地方教育行政の地域設定と教育委員会の設置単位」(8章)堀内孜『地方分権と教育委員会制度』ぎょうせい、2000年、195頁。
- (26) 三瓶真言「歳出徹底削減の一方で、行政サービスは拡充—『合併しない宣言』の町の果敢なる挑戦』『ガバナンス』No.34、ぎょうせい、2004年2月、31頁。
- (27) 飯竹恒一「模索続く『自律』の村々—研究から決断のときへ」『ガバナンス』No.34、ぎょうせい、2004年2月、26頁。
- (28) 栄村役場「栄村将来像モデル(市町村合併問題対話集会配布資料)」2003年11月22-24日、2-3頁。高橋彦芳栄村長「市町村合併問題に対する意見(臨時議会配布資料)」2004年1月30日
- (29) 「学校を運営できなければ自治体ではないという時代ではない。町村連合などで対応できる。」松島貞治泰阜村長インタビュー』『ガバナンス』(No.34)ぎょうせい、2004年2月、29頁。
- (30) 地方分権推進会議「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見—地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして—」2003年5月12日、10、39頁。指定都市市長会「骨太方針2004」を踏まえた三位一体改革の推進に関する指定都市の基本的な考え方(提言)」2004年7月28日。
- (31) 市川昭午「分権改革と教育委員会制度」(3章)西尾勝/小川正人編著『分権改革と教育行政』ぎょうせい、2000年、103-105頁。
- (32) 全国市長会政策推進委員会「地方自治の将来像についての提言」2003年4月15日、6頁。
- (33) 臨教審に対する旧文部省の対処について、荻原前掲論文、120-121頁。
- (34) 「教育区」の提起として、小松茂久「教育ネットワーク支援のための教育行政システムの構築」『日本教育行政学会年報』30、教育開発研究所、2004年、13頁。